



公共建設工事における再生資源活用 の当面の運用について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成6年3月13日

発管第241号
平成6年3月13日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

公共建設工事における再生資源活用 の当面の運用について（通知）

このことについて、「再生資源の利用の促進に関する法律」が平成3年10月25日から施行されているところですが、建設副産物の再生利用を促進するために、別添の「公共建設工事における再生資源活用実施要領」を定めました。

については、土木部の発注する工事について、当面の運用として平成6年4月1日からこの要領に基づき事業の適切な執行を図ってください。

なお、平成4年3月4日付発管第222号で通知した「アスファルト・コンクリート塊の再生利用に係わる当面の運用について」は廃止します。

（別添省略）